 大阪府 大阪府内の中小事業者の皆様！

# 省CO<sub>2</sub>診断に上乗せ補助をします！

～中小事業者の脱炭素化促進補助金～

環境省（省CO<sub>2</sub>診断）の補助金を受けた方を対象にした上乗せ補助です！



◆対象となる「国の補助事業」

- ☞ グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO<sub>2</sub>削減比例型設備導入支援事業 <CO<sub>2</sub>削減余地事前診断>
- ☞ 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業） <計画策定支援事業>

## ◆公募期間（省CO<sub>2</sub>診断分）

令和4年5月18日(水)～8月19日(金)

環境省補助とあわせて対象経費の最大90%補助

※環境省補助金の申請はお済みですか？

「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 <計画策定支援事業>」の公募締切は、**6月20日（月）12時必着**です。  
 （令和4年度の設備更新補助事業に応募予定の場合、締切は**5月20日（金）12時必着**です。）

### 今回の対象

省エネ・省CO<sub>2</sub>診断



省エネ・再エネ設備更新等



高効率空調



高性能ボイラ



産業用モータ



プレス機械



印刷機械



太陽光パネル

その他

上記補助金の相談窓口を開設しています。 **おおさかスマートエネルギーセンター** まで



おおさかスマートエネルギーセンターは大阪府と大阪市の共同設置です。

大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課内  
 TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/>

おおさかスマート

検索

# 大阪府「中小事業者の脱炭素化促進事業」の概要

補助対象者	大阪府内に事業所等を有し、かつ当該事業所において脱炭素化の取り組みを行い、国の補助を受けた中小事業者等
補助対象	①省CO2診断 ②省エネ・再エネ設備更新等（モデル選定）
補助額	※国の補助事業に上乗せ補助（国の補助事業は下記を参照） ①定率〔国と府をあわせて9割補助〕、上限額 80万円 ②国の半額補助など、上限 500万円
公募期間	①令和4年5月18日（水）から8月19日（金）（当日消印有効） ②令和4年9月下旬から11月下旬（予定）

※②については、費用対効果等を踏まえ、限られた予算の範囲内で選定いたします。  
申請すれば必ず採択（補助金の交付を決定）されるとは限りません。  
※内容が決まり次第、大阪府のホームページでご案内いたします。  
※省CO2診断の診断機関を大阪府のホームページに掲載していますので、ご覧ください。



## 府上乗せ補助の対象となる「国の補助事業」

今回の対象

### ■省CO2診断

#### ○グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業

<CO2削減余地事前診断> 公募時期 令和4年3月25日（金）から5月6日（金）【公募終了】  
補助額 補助対象経費の全額（上限 50万円）  
※本事業の設備導入事業（2次公募）に応募することが要件になります。

#### ○工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）

<計画策定支援事業> 公募時期 令和4年4月13日（水）から6月20日（月）12時必着  
※令和4年度の設備更新補助事業に応募予定の場合は5月20日（金）12時必着  
補助率 1/2（上限 100万円）

### ■省エネ・再エネ設備更新等

#### ○省エネルギー投資促進支援事業費補助金

公募期間 【対象設備の15のみ2次公募】 令和4年4月22日（金）から5月20日（金）まで  
対象設備 高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、調光制御設備、工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン、産業ヒートポンプ、高効率コージェネレーション

#### ○先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金のうち、(C)指定設備導入事業

公募時期 令和4年5月下旬から6月下旬（予定） 交付決定 8月下旬  
対象設備 上記「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」と同じ  
※(C)指定設備導入事業に(D)エネマネ事業を加えて申請したものは対象とする。

#### ○グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業

<設備導入支援事業>  
公募時期 【2次公募】 令和4年7月8日（金）から8月5日（金）17時必着  
対象設備 空調システム（換気設備含む）、蒸気システム、冷却水システム、圧空システム、照明設備、受変電・配電設備、電動機・ポンプ・ファン、工業炉、冷凍・冷蔵設備、排水処理設備、昇降設備、給湯設備、発電設備、水利用設備、エネルギー管理設備ほか

#### ○工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）

<設備更新補助A>  
公募時期 【1次公募】 令和4年4月13日（水）から5月20日（金）12時必着  
対象設備 高効率あるいは燃料を低炭素化した産業・業務用設備機器や生産設備、低炭素燃料供給設備ほか

#### ○PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

公募時期 【2次公募】 令和4年5月16日（月）から6月15日（水）12時必着（予定）  
対象設備 業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池

省CO2診断は、環境省指定の診断機関にお申込みください。（一社）環境イノベーション情報機構のホームページ（[https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/gr\\_r03c/001/](https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/gr_r03c/001/)）をご覧ください。



来たるEV時代!!

# 充電インフラ拡充事業

大阪府電気自動車用充電設備導入支援補助金

大阪府では、電気自動車(EV)の普及促進に向け、多くの府民が訪れる施設への充電設備の設置を支援します。府域における充電インフラの拡充を図り、電気自動車を利用しやすい環境の整備を促進していきます。

**地域貢献や集客にご活用ください!!**

大阪府では2030年の新車販売に占める電気自動車等の割合を40%とする目標を掲げています。

外食中に充電



宿泊中に充電



買い物中に充電



遊んでいる間に充電



令和4年4月28日現在

## 補助の概要

くわしい要件や申請手続等については、府ホームページに掲載していますのでご確認ください。

府補助金ホームページ

<https://www.pref.osaka.g.jp/enese-sa-u/juuden/>



### ●対象事業

大阪府内の商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、公共施設、飲食施設の駐車場、時間貸し駐車場において、充電設備を購入して設置するもの

### ●要件

利用者を限定せず一般開放すること 等

### ●対象設備

国の補助制度の「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されているもの

### ●対象経費

充電設備の購入費  
(工事費・維持管理費は対象外)

### ●申請受付期間

令和4年4月28日(木)から11月11日(金)まで(必着)  
(補助金交付予定額が予算上限に達した時点で申請の受付を終了します)

### ●補助額

国の補助額\*1の1/2の額

国の補助額	府の補助 (国補助の1/2)	事業者 負担

\*1 国の補助額の算定式=  
「設備の購入費(税抜)の1/2以内」  
または「設備の型式ごとに定められた  
交付上限額」のいずれか低い方

国の補助制度について詳細はこちらから  
((一社)次世代自動車振興センター)  
URL:<http://www.cev-pc.or.jp/#no02>



## ? 電気自動車(EV)と充電設備って??

電気自動車は外部の充電設備からバッテリーに充電し、蓄えた電気で走行します。電気自動車等のゼロエミッション車(ZEV)は、走行時に二酸化炭素を排出しないため、脱炭素化や大気環境のさらなる改善に期待されています。

電気自動車の普及・利用拡大には、府民が利用しやすい充電設備の設置を促進し、誰もが安心して電気自動車を利用できる環境を整えることが重要です。



お問合せ先  
(申請書提出先)

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 脱炭素モビリティグループ  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14-16 (大阪府咲洲庁舎22階)  
TEL: 06-6210-9586

URL: <https://www.pref.osaka.g.jp/enese-saku/>



## (参考) 国の補助制度の概要

令和3年度補正「クリーンエネルギー自動車・充電インフラ導入促進補助金」の「目的地充電」の場合

### ●概要

事業内容	「商業施設」や「宿泊施設」等、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電 <sup>※2</sup> のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率 <sup>※3</sup>	充電設備の購入費	1/2以内
	設置工事費	定額（1/1以内）又は1/2以内



普通充電

急速充電

※2 「目的地充電」とは移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等です。  
 なお、申請の前提条件や事業毎に定められた要件を満たす必要があります。

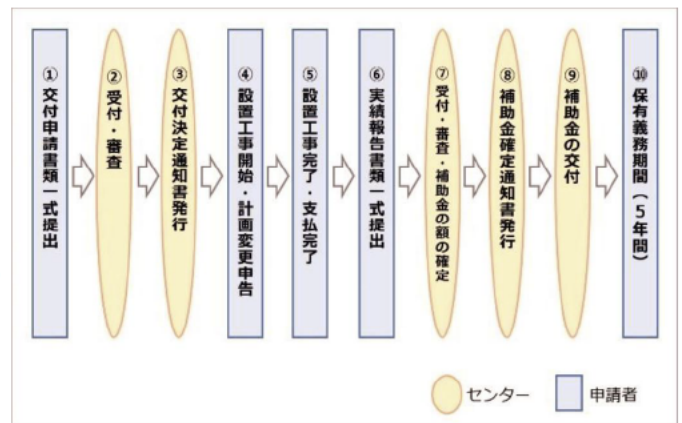
- (例)
- ・ 設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること
  - ・ 入替設置については既設充電設備を設置してから5年以上が経過していること 等

### ●申請の流れ

※3 充電設備の購入費に対する補助金交付額の算定については、以下のア、イのいずれか低い方です。

- ア. 充電設備の購入費（税抜）×補助率（1/2以内）
- イ. 充電設備の型式ごとに(一社)次世代自動車振興センターが定める補助金交付上限額
  - ・ 普通充電 最大 35万円/台
  - ・ 急速充電 最大300万円/台(充電口数に応じた上乘せあり)

設置工事費については、センターが審査した補助金額とセンターが定める設置工事にかかる補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定します。



各種お問合せ先 令和3年度補正の国の補助金について…(一社)次世代自動車振興センター  
 TEL : 03-3548-9100 (R3年度補正CEV補助金お問合せ窓口)



国の補助制度について詳細はこちらから  
 URL: <http://www.cev-pc.or.jp/#no02>

## 補助金の利用イメージ<sup>※4</sup>

### 普通充電設備(4kW)1台の設置

充電設備の購入費	
購入費用 <sup>※5</sup>	250,000円
-国補助額 <sup>※6</sup>	125,000円
-府補助額	62,500円
事業者負担額	62,500円

### 急速充電設備(50kW級)1台の設置

充電設備の購入費	
購入費用 <sup>※5</sup>	2,300,000円
-国補助額 <sup>※6</sup>	1,150,000円
-府補助額	575,000円
事業者負担額	575,000円

### 急速充電設備(10kW級)1台の設置

充電設備の購入費	
購入費用 <sup>※5</sup>	1,900,000円
-国補助額 <sup>※6</sup>	600,000円
-府補助額	300,000円
事業者負担額	1,000,000円

※4 国補助では設置工事費が対象。補助額は「事業別、工事内容別の補助金交付額の目安」を参照。設置現場の状況や施工方法により費用が大きく異なる。なお、工事費は府補助の対象外です。

※5 「令和3年度補助対象充電設備型式一覧表」の参考価格より抜粋。機能等により、価格は大きく異なる。

※6 国補助額は設備購入費の原則二分の一。ただし、普通充電設備については上限35万円、急速充電設備については10kW以上50kW未満は上限60万円、50kW以上は上限300万円。